

居宅介護支援重要事項説明書

＜令和6年 4月 1日現在＞

1 事業者が提供するサービスについての相談窓口

電話 042-346-6530

担当 神戸 甲太郎

2 居宅介護支援事業所かりん の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所かりん
所在地	東京都小平市小川町 1-390-2 第一宮寺ビル 402
介護保険指定番号	居宅介護支援（東京都 1374303434 号）
サービスを提供する地域	小平市全域、東大和市全域、立川市全域、 東村山市全域、国分寺市全域、小金井市全域、 武蔵野市全域、西東京市全域、東久留米市全域、 清瀬市全域、武蔵村山市全域、青梅市全域、瑞穂町 全域

(2) 職員体制

	人 数	従事する業務・資格
管理者	1 名	管理業務・支援相談業務
介護支援専門員	3 名	支援相談業務

(3) 営業時間

月～金曜日 8:30～17:30

【休日・・・ 土・日曜日、祝日および12月29日～1月4日】

3 居宅介護支援の主な内容

- ① 利用者からの依頼の申し出
- ② 居宅介護支援についての説明と同意及び契約
- ③ 居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書を市区町村に提出
- ④ 課題分析の実施【アセスメントツールによる調査と把握】
 - ・ 利用者の状態の把握
 - ・ 生活上の問題と課題の把握
 - ・ どのようなサービスが必要かの把握

5 利用料金及びその他の費用について

【1】 要介護認定された方は、介護保険で全額給付されますので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合には、一旦厚生労働大臣の定める基準の料金を頂きます。当事業所からサービス提供証明書を発行いたしますので、このサービス提供証明書を、後日お住いの区市町村の窓口に提出して下さい。後日全額払い戻しを受けることができます。

【利用料金及び居宅介護支援】 ※居宅介護支援費(I)

	居宅介護支援費(i)	居宅介護支援費(ii)	居宅介護支援費(iii)
	介護支援専門員1人当りの担当件数が40人未満の場合	介護支援専門員1人当りの担当件数が40人以上60人未満の場合	介護支援専門員1人当りの担当件数が60人以上の場合
要介護1・2	1086 単位	544 単位	326 単位
要介護3・4・5	1411 単位	704 単位	422 単位

【特定事業所加算】

算定要件	加算Ⅰ (519単位)	加算Ⅱ (421単位)	加算Ⅲ (323単位)	加算A (114単位)
①常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置していること	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上
②常勤かつ専従の介護支援専門員を配置していること	3名以上	3名以上	2名以上	常勤：1名以上 非常勤：1名以上
③利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達事項等を目的とした会議を定期的を開催すること	○	○	○	○
④24時間連絡体制を確保し、かつ必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○	○	○	○
⑤算定日に属する月の利用者総数のうち要介護3～5である者が4割以上であること	○	-		

⑥介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していること	○	○	○	○ 連携可
⑦地域包括支援センターと連携を図り、みずから積極的に支援困難な事例にも対応可能な体制を整備していること	○	○	○	○
⑧地域包括支援センター等が主催する事例検討会等に参加していること	○	○	○	○
⑨他法人と協働で開催する事例検討会(または研修会)等に参加していること	○	○	○	○ 連携可
⑩運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○	○	○	○
⑪介護支援専門員 1 人あたりの利用者の平均件数が 40 名未満(居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は 45 名未満)であること	○	○	○	○
⑫介護支援専門員実務研修における科目等に協力体制を確保していること	○	○	○	○ 連携可
⑬必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービス含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	○	○	○	○

【加算】

初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300 単位
通院時情報連携加算	医師の診察を受ける際に同席し、医師等に心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、ケアプランに記録した場合	50 単位
入院時情報連携加算(Ⅰ)	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること	250 単位
入院時情報連携加算(Ⅱ)	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること	200 単位
イ) 退院・退院加算(Ⅰ)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること	450 単位

ロ) 退院・退院加算(Ⅰ)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること	600 単位
ハ) 退院・退院加算(Ⅱ)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けていること	600 単位
二) 退院・退院加算(Ⅱ)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカンファレンスによること	750 単位
ホ) 退院・退院加算(Ⅲ)	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回はカンファレンスによること	900 単位
ターミナル ケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者に提供した場合	400 単位
介護職員等処遇改善加算	介護職員等の処遇改善に関する計画を作成し、ケアプランデータ連携システムの活用、職員の資質向上、職場環境の改善等、厚生労働大臣が定める基準に適合する場合	所定単 位数の 2.1% で算定

上記利用料・加算には、地域加算 3 級地 11.05 を乗じます。

【減算】

減算名称	料金(単位数)	算定要件
運営基準減算	所定単位数の50%で算定	運営基準に沿った適切な居宅介護支が提供できていない場合
特定事業所集中減産	1 月につき 200 単位を減算	正当な理由なく特定の事業所に 80%以上集中した場合(指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与)
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合

【2】 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が必要です。

【3】 申請代行

要介護認定の申請代行料金は無料です

【4】 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、料金はかかりません。

6 事業者の居宅介護支援の特徴

(1) 運営方針

- ① 当事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の状況・環境等に応じて利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立ち援助を行います。
- ② 事業の実施にあたっては、利用者の意思および人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療および福祉サービスが、総合的・効率的に提供されるよう中立公平な立場でサービスを調整します。
- ③ 事業の実施にあたり、関係市区町村・地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。

(2) サービス利用のために

- ① 介護支援専門員の変更・・・・・・変更を希望される方はお申し出下さい。
- ② 課題分析・・・・・・「標準課題分析項目 23」を網羅した書式を使用

7 サービス内容に関する苦情

(1) 利用者相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 永井 美穂子 電話 042-346-6530

(2) その他

当事業者以外に、市区町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

小平市健康福祉部高齢者支援課地域支援担当	電話 042-346-9539
東大和市高齢介護課地域包括ケア推進係	電話 042-563-2111
立川市福祉保健部高齢福祉課	電話 042-528-4321
東村山市健康福祉部地域福祉推進課	電話 042-393-5111
国分寺市社会福祉協議会苦情受付	電話 042-580-0570
東京都国民健康保険団体連合会	電話 03-6238-0177
武蔵村山市健康福祉部高齢福祉課	電話 042-590-1233

8 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

9 医療との連携

居宅介護支援事業所と入院先医療機関との連携がスムーズに図れるよう、利用者が入院した場合には、担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を入院先の医療機関にお伝えください(お渡しした名刺等をご提示ください)。

訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状況等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

10 公正中立なケアマネジメントの確保

複数事業所の説明等	利用者は、ケアプランに位置付ける介護サービス事業所等について、複数の事業所の紹介や、その選定理由について事業者に求めることができます
前6ヶ月間のケアプランにおける訪問介護等の利用割合	事業所が前6ヶ月の間に作成したケアプランにおける「訪問介護」「通所介護」「地域密着通所介護」「福祉用具貸与」の利用割合等を別途資料にて説明しました。

11 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

虐待防止に関する担当者	永井 美穂子
-------------	--------

12 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します

1 3 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

- (1) 感染対策委員会の開催
- (2) 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 感染症及びまん延防止のための研修及び研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

感染症防止に関する担当者	永井 美穂子
--------------	--------

1 4 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束を行いません。身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載します。

1 5 当事業所の概要

法人	鹿島開発株式会社
代表取締役	本多 重晴
名称	居宅介護支援事業所かりん
事業者所在地	東京都小平市小川町 1-390-2 第一宮寺ビル 402
電話番号	0 4 2 - 3 4 6 - 6 5 3 0
営業所等	居宅介護支援

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業所	鹿島開発株式会社
所在地	東京都小平市小川町 1-390-2 第一宮寺ビル 402
名 称	居宅介護支援事業所かりん
説明者	介護支援専門員
氏 名	神戸 甲太郎

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け同意しました。

利用者	住 所 小平市中島町 9 - 2 1
	氏 名

(代理人)	住 所
	氏 名

別紙